

近畿地方整備局と大阪管区気象台による共同会見の実施目安について

1. 共同会見の目的

住民生活に重大な影響を及ぼすような気象現象や、大規模な水災害・雪災害等の自然災害の発生が近畿地方において予想されるなどの場合に、近畿地方整備局と大阪管区気象台が共同で会見を実施し、被害の防止・軽減を図ることを目的としています。

2. 共同会見実施の目安

(1) ケースA(大阪管区気象台発議を想定)

- ア 過去に同地域に大きな災害をもたらした時と同程度の大雨※1が予想される場合
 - イ 大雨特別警報が発表された場合
 - ウ 重大な交通障害を伴う大雪が予想※2される場合
- 注: 大型連休・盆・年末年始等では社会的な影響が平時より大きくなることを考慮する

※1 特別警報級の雨が予想される場合

※2 気象台による雪への「一層の警戒の呼びかけ」が予想される場合

(2) ケースB(近畿地方整備局発議を想定)

- ア 河川の氾濫により大規模な浸水が予想される場合
- イ 大雨特別警報から警報への切替後にも河川の増水が予想される場合
- ウ 大雪による自然災害により、大規模な交通規制を実施することが予想される場合

(3) ケースC

- ア その他、両者協議の上必要と認められる場合